

令和8年8月18日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（再意思確認）

標記について、本年8月10日付け行政文書開示請求について（意思確認）にて確認を求めたところですが、期限までに回答がなかったことから、下記のとおり再度確認を求めますので、同月25日（火）までに別紙にて回答願います。

なお、上記期限までに回答がない場合には、下記4に記載されたア及びイの行政文書の開示請求を維持するものとみなし、納付された収入印紙600円分を充当し、行政文書開示決定を行うこととなります。

おって、本再意思確認書が届いた時点で既に意思確認書の回答書を発送している場合は、改めて回答書を発送する必要はありませんので、その旨申し添えます。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年7月21日（火）
 - 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年7月24日（金）
 - 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
 - (1) 質問主意書関係事務の手引き～はじめて主意書を担当する方へ～（令和3年1月以降の最新版）
 - (2) 帰化申請の審査基準（最新版）
 - 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
 - (1) 上記3（1）について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、次の行政文書を保有しております。

ア 質問主意書関係事務の手引き～はじめて主意書を担当する方へ～（令和7年10月14日改訂）
 - (2) 上記3（2）について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、次の行政文書を保有しております。

イ 令和8年7月17日付け法務省民一第2134号「帰化事件処理要領について（通達）」
- つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。
- 5 開示請求手数料について

上記４の行政文書を請求される場合、開示請求件数は２件（上記ア及びイで各１件）、開示手数料は６００円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙６００円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、開示請求書及び収入印紙６００円を返戻いたします。

別 紙

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和8年8月18日付け「行政文書開示請求について（再意思確認）」（以下「再意思確認書」という。）について、以下のとおり回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

☐ 再意思確認書記アの行政文書の開示を求める。

☐ 再意思確認書記イの行政文書の開示を求める。

☐ 本件開示請求を取り下げる。